

「仮名遣」の問題

迫野, 虔徳
熊本大学法文学部助教授

<https://doi.org/10.15017/12127>

出版情報 : 語文研究. 39/40, pp.36-45, 1975-06-01. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

「仮名遣」の問題

迫野 虔 徳

「仮名遣」という用語は、これを字義通りに解すれば、仮名の遣い方ということであって、その際に、どのような視点から、また、どのような側面を強調して「仮名の遣い方」と言うかということによって、広狭さまざまな意味の仮託が可能である。しかし、現今、この用語は、狭義には、仮名を用いて語を表記する際に、遣い分けるべき仮名でありながら、実際には遣い方のまぎらわしくなった数箇の仮名の処遇を規定すること、または、規定したものを意味すると考えてよいであろうと思う。そのような意味での「仮名遣」は、一般には、藤原定家の唱えたものにはじまるとされる。

しかるに、馬淵和夫氏によると、和歌・和文の世界では、藤原定家によって「仮名遣」のことが問題にされる以前に、既に「平安かなづかい」なるものが行われていたとい^①。即ち、一〇〇〇年以降、たとえば、語中のハ行音は、ハ行転呼の現象によって、実際の発音の上では、ワ行音に転じていたと思われるのに、文字表記の上では、音韻に対応するワ行の仮名よりは、むしろハ行の仮名の方が使用される傾向にあるというようなこ

とを指摘されて、これは、仮名が音韻に対応した用いられ方をしていないので「かなづかい」であり、そしてこのような「かなづかい」は、定家以前から既に見られるものであることである。このような事実を「平安かなづかい」と呼称すること自体は、仮名遣という用語の規定の仕方とかわつて許されないことではない。

しかし、馬淵氏が、和歌・和文の世界で、定家以前に既に「平安かなづかい」なるものが行われ、別に音韻学者の間でアクセントによる仮名遣が行われていたとして、「こうして定家かなづかいは、定家の人間と密接にむすびついて、在来ふたつの世界でおこなわれた二種のかなづかいを総合したものと成り立したのである」と述べられるとき、そこには、定家の仮名遣も、「平安かなづかい」も、更には音韻学者の間に行われたアクセントによる仮名遣も、同列に論じようとする姿勢があるように見える。しかし、「平安かなづかい」なるものは、定家の仮名遣にストレートに結びつくような「仮名遣」であろうか。また、「仮名遣」とは、

みぎにのべた様な、平安時代の二種の系統のかなづかいを、
けて、鎌倉時代の初期に発生した定家かなづかいが、どの様
なものであったかという事は、おのずからあきらかである。³
というように、先行の性格の相異なるかなづかいを、單純に「う
け」たり、「総合」したりして成立するようなものであるうか。
このようなことにすくなからず疑問を覚えるのであるが、この
ことを問おうとすれば、結局、「仮名遣」とは何か、ということ
をあらためて考えなおしてみないわけにはいかなくなるのである。

馬淵氏が「平安かなづかい」なるもののあることをとなえら
れる論拠というのは、次のようなものである。⁴

- 1 かなが発生したときには、かなは当時の音韻と対応の関
係にあった。―これを「かなの原則」とよぶ。
- 2 したがって、音韻変化によって語の音がかわれば、それ
に応じてその語をあらわすかなもかわった。すなわち表記
はかわっても「かなの原則」はくずれなかったということ
になる。
- 3 ところが、かなは視覚にうったえることによって、語と
の対応関係をもつようになった。つまり、かなは語の音と
ではなく、語の意味とむすびつくようになった。
- 4 そうすると、「かなの原則」はやぶれて、かなづかいが
発生する。
- 5 そうなつた理由としては、和歌・和文の書写がさかんと
なり、自分の主体的な音韻の認識とは別に（それと相違し
ていても）、この語はこうかくべきだという客観的な基準

ができたことがかんがえられる。

6 そういふかなづかいは、音韻変化の進行とにらみあわせ
ると、平安時代の中期からみられるから、定家かなづかい
発生以前において、すでに平安時代に、ある種のかなづか
いがあったことはみとめねばならないであろう。

右に述べられたようなことを「平安かなづかい」と呼ぶこと、
そのこと自体は、先述のように、「仮名遣」という用語の規定
の問題にかかわることであつて許されないことではないが、し
かし、それを、6のように、定家の仮名遣と対峙させて、それ
に先行する仮名遣であるような位置づけを与えるとすれば、こ
れはあらためて検討し直してみなければならぬ。

いま、右の「平安かなづかい」の「論拠」をたどつてみると、
仮名は、本来、音韻に対応して用いられるはずのものであつて、
語の意味と結びつくことによつてその原則にはずれた遣われ方
をしたものは「かなづかい」であると考へておられることが分
る。しかして、このような音韻に対応しないかなづかいは発生
したのは、5「自分の主体的な音韻の認識とは別に（それと相
違していても）この語はこうかくべきだという客観的な基準が
できた」からであらうとされる。ここで、「客観的な基準」と
いわれることの真意がよく理解できないのであるが、そこに、
単に、仮名というものが音韻に一、一対応する遣われ方から、
意味に対応した一まとまりの仮名群というとらえられ方に變容
したということ以上に、音韻と対応しない仮名の遣い方には、
この語はこうかくべきだというその語における仮名のあり方に
ついての判断も含めて意識的な仮名の行使があるというような

含みがあるとするなら、やはり問題であろうと思う。馬淵氏が「平安かなづかい」を具体的に説明されて、

語末（活用語尾もふくみ、文節末に位置する助詞もふくむ）に位置する「ワ」音は、「ハ」と書く意識があつたとか。

語中の「斗」「イ」は、「ヒ」とかく。ただし、漢字音のかなづかい、および、慣用的なかなづかいに若干作用されて、

「イ」「斗」をもちいることもある。（たとえば、カ斗綱、タカ斗ニ、ウシナイ、ヤマイの斗・イは、当時の漢字音の表記、亀ク斗、帰ク斗、海カイ、祭サイの影響とされる）

というように、具体的な仮名のあり方の一つ一つに、そうなつてゐることの理由づけを求められようとされているのも、音韻と対応しない仮名の遣い方は自然な遣い方ではなく、そこには、仮名のあり方を含めて意識的な仮名の行使があるという考え方をされているからであろう。このことは、より詳しくは次のような記述の中に見ることができる。

それが「かなづかい」である以上、無意識でなされるはずはない。つまり、当時の書記者にとっては、自己のもつ音韻との対応関係にない、むしろ、自分ではこの字はこうよむのだけれども、そうでない音の箇所はその字をつかわねばならないという矛盾を、おそらくいだきつつ使用するという意識がはたらくはずである。しかも、なぜそこにその字をつかわねばならないか、という理論さえもついていたかもしれないのである。そして、そういう現象とその背後にあるであろう理論とが究明できたならば、わたくしの「平安かなづかい」はその

の存在が証明されたことになる。

つまり、仮名というものは、一、一音韻に対応して用いられるのが当然の、その意味では自然な遣い方であつて、意味とむすびついた音韻と対応しない仮名の遣い方というのは、なぜそこに、音韻と対応しないその字をつかわねばならないかという理論さえその背後にもついている意識的な仮名の遣い方であると考えておられるのである。

しかし、はたしてそうであらうか。これは、先に見たように、和歌や和文などの書写が盛んとなり、その過程で、先行文献の仮名のあり方を語とむすびつけてうけとり、この語はこう書くべきだと考えるようになって、そのためにいわゆる「仮名の原則」がやぶれたと考えると、そこから導かれたものである。仮名が、一、一音韻と対応したいわゆる「仮名の原則」によつた遣われ方に必ずしも終始しなくなつた事情については、確かにそのようなことがそのきつかけとして存したかもしれない。しかし、音韻と対応しない意味とむすびついた仮名の遣い方には、いつの時代においても、この語はこう書くべきだとか、あるいは、なぜそこに音韻と対応しないその字をつかわねばならないかというような考えがあつたかどうかは甚だ疑問である。

和歌や和文の書写という行為だけに限らず、一般に文字というものは、それが仮名のような「表音」文字であつても、第一義的には音そのものよりは意味を伝達することにあるのであるから、仮名文字への習熟につれて、意味とむすびついた仮名用法が行われるようになってくるのは自然の勢いである。馬淵氏は「かなは視覚にうつつたえることによつて、語との対応関係を

もつようになった」と述べておられるが、それがただちに具体的な一字一字の仮名のあり方の次元で語とむすびつきながら書記生活に影響を与えたというような考えに導かれていったとすれば問題である。

仮名が、意味に対応した用いられ方をするようになったのは、仮名という文字の遣われ方——いい方を変えれば、仮名というものに對する考え方が、一、一音韻に対応しその限りで使用されるものという考え方から、意味に対応した一まとまりの仮名群という認識の仕方に變容したということであつて、それは、意味を傳達することを最大の眼目とする文字である限り自然な推移であつたといつてよいのである。そのように考えれば、意味とむすびついた必ずしも音韻と対応しない仮名の遣い方に対して、「自己のもつ音韻との対応関係にない、むしろ、自分はこの字はこゝよむのだけれども、そうでない音の箇所にその字をつかわねばならない」という矛盾を、おそらくいだきつつ使用するという意識がはたらくはずである」といふようなことは、仮名についての考え方が變つた時代にあつては、決して自然なあり方ではなかつたとみななければならぬ。むしろ、そのような時代には、一、一、音韻との対応を考えながら仮名を遣うことの方が、はるかに意識的な用意を必要としたはずなのである。そうであれば、「なぜそこにその字をつかわねばならないか、という理論さえもつていたかもしれない」といふ予想は、あまり期待し得ないものとみななければならぬ。

馬淵氏は、「平安かなづかい」の実態を明らかにするために『法華修法一百座聞書抄』をとりあげられて、次のように述べ

ておられる。⁽⁶⁾

法談の聞書という性質からいって、かなづかいは、整理したものとはおもわれず、この抄本もかなり乱雑にかきしるされていて、書写上に特別に留意した様子もない。この点において、『打聞集』が、その出典とした本の文体、表記様式をかなり濃厚にのこしているのは事情がちがうといつてよい。したがつて、もし、当時なら、かなづかいは、一般におこなわれていたとしたならば、こゝいう資料にこそ、つともよくあらわれているにちがいない。(傍点引用者)

この発言からも端的にうかがえるように、「平安かなづかい」といふのは、仮名の遣い方に特に留意して整理を加えたわけでもない文献にも見られるようなもので、いわば自然に実現されてくるところの現象的事実でしかないのである。このようなことからすれば、それは、仮名という表音文字の、遣われ方の變容を示す國語史的事実とみなすべきであらう。そして、このよゝな、一、一、音韻との対応に拘泥せず、ある意味に対応する仮名群といふような見方が仮名に對してできるよゝなになり、その考え方で仮名を遣う傾向が次第に一般的になつていつたとき、それでは、その仮名群のあり方はいかにあるべきかといふことが次の段階として問題になつてきた、即ち、「仮名遣」の問題といふのが生ずることになつたとみるべきであらうと思ふ。

つまり、「平安かなづかい」として指摘された事實は、定家の仮名遣などの規範的仮名遣の出現をうながしたところの一つの國語史的事実に他ならないのであつて、定家がそれを「うけて」自身の仮名遣を設定したといふよゝな、定家の仮名遣に先

行する「仮名遣」であるような評価をこれに与えたとすれば、やはり問題であろうと思うのである。

和歌・和文の世界におけるこの「平安かなづかい」とは別に、いま一つ、音韻学者の世界で、アクセントによる仮名遣が工夫されてきたとされるのであるが、これについてはどうであろうか。馬淵氏は、その例として、承暦三年（一〇七九）書写の「金光明最勝王経音義」におけるアクセントによる万葉仮名の遣い分け（金田一春彦「金光明最勝王経音義に見える一種の万葉仮名遣について」国語と国文学24巻11号）と、大野晋氏によって指摘された三卷本「色葉字類抄」におけるオとヲのアクセントによる遣い分けをあげておられるが、後者の三卷本「色葉字類抄」におけるオとヲの遣い分けについては、こまつひでお氏が、それを詳細に検討されて次のように述べておられる。

「字類抄」について指摘されているところの「ヲ」と「オ」とのかきわけは、あくまでも、この辞書の構成に即して工夫された原理であり、「遠」「於」両部への項目記分の基準、ないし、検索にあたって、所与の語句の取載されている部をみわけするためのめやすにとどまるものであって、編者のかな表記を体系的に律する規範的原理としての「かなづかい」とみなすべきではないのである。

それでは、前者の承暦本「金光明最勝王経音義」（以下、「音義」と略称）におけるアクセントによる万葉仮名の遣い分けの場合はどうかというと、これもまた、それとは別の意味で、やはり「仮名遣」とは認めがたいようなのである。

この「音義」には、次のような様式の、周知のいろはうたが示されている。

以（平）伊（上） 呂（平）路（上） 波（上） ハ（平）
耳（平） 尔（上） 本（平） 保（上） へ（上） 反（平）
止（平） 都（上） …… 恵（平） 会（平） 比（平） 皮（平）
毛（上） 文（上） 勢（上） 世（平） 須（上） 寸（平）

（万葉仮名の左上に点がさされているのを「上」左下にさされているのを「平」にあらためてカッコに包んでその文字の下に示した）

ここには、「い」「ろ」「は」…のそれぞれに、平声の点をさされた仮名と上声の点をさされた仮名とが、大字と小字の「組み」で示されている。だいたい、上声の点をさされた仮名と平声の点をさされた仮名とが一つづつで一つの組みになっているのであるが、中には、「恵（平）会（平）遍（上）」のように三字の組みで示されたものもあり、「於（平）」のように、平声の点をさされた仮名だけが示されて、それに対する上声の点をさされた仮名のみえないようなものもある。

金田一春彦氏によれば、この「音義」の中の万葉仮名による和訓は、右のいろはうたの仮名に対応して、和訓における高い音節には上声の点をさされた仮名、低い音節には平声の点をさされた仮名が用いられているという。ただし、現存の「音義」の和訓の仮名はすべてこの方式に従っているわけではなく、「牟（平）无（上）」や「須（上）寸（平）」など一部の仮名には混乱がみられるが、これは、後世この「音義」を転写した人が、原著者の意図を理解できずに、自分の見慣れた仮名におきかえ

てしまったからであろうといわれている。

この仮名の遣い分けは、先ほどの「平安かなづかい」とは違って、アクセントという統一基準によって意識的に遣い分けを行ったもので、その意味では一つの理論によって仮名のあり方を決定した「仮名遣」といってよいかもしれない。しかし、その仮名の遣い分けは、右の一種の凡例的ないろはうたの仮名の示し方や、仮名を遣い分けるための基準として選ばれたものの性格などから考えても容易に察しがつくように、それは「仮名遣」というよりは、むしろ「仮名もじ遣」とでもいふべきものなのである。

この「音義」の和訓の仮名を調べてみると「騒まわ」は、「躁佐ハ久」(第二卷)、「鬧佐ハ可之(平平平平鞋)」(第一卷)、「掉佐ハか之(平平平平鞋)」(第二卷)、「門×貴佐ハ可之」(第三卷)と、すべて「さはく」「さはかし」のように「は」の仮名が用いられている。金田一春彦氏によれば、この「音義」の和訓においては、「は」の仮名は、巻頭のいろはうたに示すように、その語のアクセントにおいて、それが高い音節であれば「波」の仮名、低い音節であれば「ハ」の仮名を用いて整然と書き分けられているという。右の「さはく」「さはかし」の「は」の仮名も確かにそのとおりになっている。この「音義」の和訓にこのようなアクセントによる仮名の遣い分けのころみをしたとき「さはく」「さはかし」は、文字通りそのようにハ行の音で発音されていたのではあるまい。かつて「さわく」であったものが「さはく」に転じたというのは考えがたいことである。この「音義」の和訓の中には「跋安志奈恵(平平平平)」(第二卷)「苗

奈恵」(第六卷)「悴ツ為由(上上平)」(第八卷)「前万恵(補遣)

(フフムも「行×金布有年(平平上)」「合布有年(平平上)とある)のよ
うに、かつて、は行の仮名でうつつされていたものが、わ行の仮
名になっているものがある。とすると、「さはく」「さはかし」
の「ハ」の仮名は、それが「平声」に発音されるハの音「であつ
たから遣われたというようなものではないということになる。
「佐ハ久」という万葉仮名遣は「さはく」という「仮名」を、
その語のアクセントによって仮名を遣い分けるという方式によ
って修正しただけのものだということになる。金田一氏によ
れば、この「音義」の和訓においては、「ふ」の仮名も、平声
「布」、上声「不」の遣い分けがなされているというが、ここ
からもやはり同じようなことがいえるであろう。即ち、この「
音義」の仮名の遣い分けは、それ自体は「語」をいかに書きあ
らわすかということを直接目標とはしていないのである。「さ
はく」なら「さはく」というあらかじめ定められた語の形につ
いて、その具体的な一字一字の仮名のあり方を問題にしている
にすぎないのである。それはあたかも、「仮名遣」によって語
のあり方が一たん決められたものについて、更に、語頭とか語
中という位置によって「か」と「可」、「は」と「者」の仮名
文字を区別しようとするようなもので、いわゆる「仮名遣」と
は、およそその性格を異にするのである。語頭とか語中という
位置によって仮名文字を遣い分けようとするのは、まだしも、
表記そのものための「仮名」の問題としてこれを見ること
ができるであろうが、アクセントによって仮名文字を遣い分ける
というのは、もはやそれは仮名それ自身のものとは考え

がたいであろう。即ち、例をあげてことごとく述べるまでもなく、この「音義」の仮名の遣い分けは、アクセントによる仮名の遣い分けというより、仮名によるアクセントの弁別といった方がふさわしいのである。おそらく、この「音義」のねらいとするところもそのようなところにあつたのであろうと思う。

先述のように巻頭のいろはうたには、「恵(平)会(平)廻(上)」「比(平)皮(平)非(上)」「毛(上)文(上)婁(平)」…のように三字の「組み」で示されたものがあるが、この「音義」の仮名の遣い分けの意図が、そこに示された「仮名」を一、一區別しようとするところにあつたと解すればこの三字の組みの意味はなかなか理解しがたいことである。しかし、この「音義」の意図がアクセントによつて「仮名」を区別することにあるのではなく、仮名によつて「アクセント」を弁別することにあるなら、論理的には仮名は何字あつてもかまわないのである。ただ仮名の数が多くなつて、ただちにアクセントの回帰ができがたくなるようであつたら、ここで仮名を遣い分けようとした意図を意味のないものにしてしまう。すくなくともその意味をかなりの程度減殺してしまふということである。

なお巻頭のいろはうたの「お」の仮名には、「於(平)」の大字だけが示されていて、それに対する上声の点のさされた小字の仮名が見えないが、これはこの仮名表のもつ意味からして単純な誤脱とは考えがたい。和訓の「お」の仮名を調べてみて

於不之(上上上)〔瘧〕(第一卷)於留(上平)〔織〕(同)
於保、流(上上上平)〔瀾〕(同)

のように「於」の仮名しか用いられていない。しかもこの和訓においてはずべて上声の位置に用いられていて、いろはうたの「於(平)」の表示と異つている。これは、いろはうたの表示の誤りのようにもみえるが、「を」の和訓の仮名をみても次のようになつていたので一概にそうともいえない。

乎加須(上上平)〔侵〕(第一卷)乎加〔岳〕(第二卷)乎志牟〔惜〕(同)乎志牟〔慳〕(第六卷)乎乃〔斧〕(第七卷)

いろはうたには「乎(上)遠(平)」とあるが、和訓には「乎」の仮名しか見えず、しかも「乎志牟」「乎乃」のように平声の位置にも用いられている。このように「乎」の仮名が平声の位置にも上声の位置にも用いられていることからすると、和訓において「於」の仮名が上声の位置に用いられているのは偶然かもしれない。ともかく和訓においても、「お」の仮名は「於」しか用いられていないのであつて、「お」の仮名についてアクセントによつて仮名文字を遣い分けようとしてもこれではかわないことである。思うに、この「於」の仮名は、原著者の意図としては、「乎(上)遠(平)」と共に一つの組みをなす仮名として扱つつもりだつたのではなからうか。即ち、それは、「乎(上)遠(平)於(平)」という三字の組みとしてまとめられてもよいようなものであつたが、いろはうたによる表示という制約によつて「於(平)」のみが特立されることになつたというような事情が考えられるのではなからうか。この「音義」のハ行転呼の状態からして、「を」と「お」については、既にこの原著者には音韻的区別はなかつたものとみた方がよさそうである。

とすれば、「を」と「お」の仮名を同じ音を表す互いに異体の仮名という考えで一つの組みにまとめるという発想はそれほど不自然ではないであろう。この「音義」の和訓の「を」と「お」の仮名は、右に掲げたものをみても分るように、すべて、いわゆる「古典仮名遣」に一致している。そして、「を」「お」共に、巻頭のいろはうたの方式に必ずしも一致しないことは先述のとおりである。これからすれば、「を」「お」に関しては、後世この「音義」を転写した人が原著者の意図を理解できずに自分の書きなれた仮名に直してしまっただけというより、原著の段階からアクセントによって語の仮名文字を修正するという方式がまだ徹底されていなかったとみた方がよいようである。それが徹底されていたなら、あるいは先に見た式によって、いわゆる「古典仮名遣」にあつた「お」「を」の仮名のあり方を崩しても上声「乎」平声「於」（あるいは遠）となっていたかもしれないのである。

巻頭のいろはうたの「お」の仮名に「於（平）」だけしか示されていない事情についてこのようなことが考えられ得るとすると、これもまた三字で一つの「組み」をなすものであつて、「乎（上）遠（平）」のように他に平声の位置に用いる「遠」の仮名があるにもかかわらず、「於」をまた加えてもはばかるところがないのは、先述のように「乎」「遠」「於」の「仮名」を区別することを第一義的に目標にしていないからである。そのような同じ音を表す異体の仮名を用いて、語のアクセントを弁別しようとしたのがこの「音義」の仮名の遣い分けの第一の目標であつたのであつて、おそらくそれは、文脈からきりはな

された音義の、語の同認をすこしでも容易にかつ誤りないものにするための工夫だったのであろう。

この「音義」には、右にみたようないろはうたにつづけて、「次可知濁音借字」として

婆毗父夫倍苦駄地持頭從弟「口」我何義兼具求下夏吾五坐自
事受是増（声調表示略）

のような濁音をあらわす仮名が示されていて、現に、この「音義」の音注や和訓にこの濁音仮名が使用されている。この「音義」におけるアクセントと対応した仮名文字の遣い分けも、おそらくこのような濁音仮名を和訓表示に持ちこんだこととその発想の基盤を同じくするものであるかと思う。即ち、くり返すならば、この「音義」の仮名の遣い分けは、「仮名」そのものを区別しようとした仮名表記の規範をめざした遣い分けではないのである。これは、この文献の性格からしてもまことに当然のことであるといえよう。

以上みてきたように、いわゆる「平安かなづかい」というのは、仮名という文字が次第に書記生活の場に浸透し習熟していくにつれておのづからに変容したそのような国語史的事実なのであつて、意図的な「仮名遣」とは認めがたい。また、音韻学者の世界で工夫されたアクセントによる仮名遣というのも、そこに示された「金光明最勝王経音義」や三卷本「色葉字類抄」については、やはり表記の規範としての「仮名遣」とは認めがたいようである。従つて、

みぎにのべた様な、平安時代の二種の系統のかなづかいをう

けて、鎌倉時代の初期に発生した定家かなづかいが、どの様なものであつたかということは、おのずからあきらからかである。というような「うけ」た関係としてこれらをとらえることはやはり無理であらうと思う。

また、かりに平安時代のその二種のものが文字通り「仮名遣」であつたとしても、系統の異なる二種の仮名遣を單純に加算することによつて一の仮名遣が成立するとは考えがたいことである。いうまでもなく仮名の遣い方に関して、かくあるべしという主張が可能になるためには、その判断のよりどころとなる仮名の遣い方についての一定の理念がなければならぬことである。その理念によつて個々の語のあり方にかくあるべしという判断を下すことができると思へば、仮名遣というものは、それぞれ別個のそれ独自の世界をもつものとして考えなければならぬのである。馬淵氏の先のような言は、おそらく、定家の仮名遣が「お」と「を」についてはアクセントにより、「い」「ゐ」「ひ」「え」「ゑ」「へ」等についてはアクセントによらない別の基準に従つてゐるといふその基準のあり方を現象的にとりあげて、そうなつてゐる理由を先行の「仮名遣」との関係で説明されようとしたものであらうと思ふ。しかし、定家が仮名の遣い方について、そのような基準を設定したということは、定家がそうすることをよしと判断した、というよりそうあるべきだと判断したということであつて、むしろここで問われるべきは、なぜそのように判断したかということであつて、むしほなければならぬのである。即ち、仮名の遣い方についての具体的な基準がどのようなものゝ示唆されて設定されたのかというひきあての論議

よりも、なぜそのような基準が據るべき基準として選ばれたかというそのことの方が重要なのである。

定家の仮名遣については大野晋氏に詳しい研究があるが、しかしそれは、定家の仮名遣がどのような基準によつて仮名を遣い分け、いかに実行しているかということを明らかにすることに多くの力をさかれてゐて、なぜそのような基準を定家は設定したのかという点についてはなお問題が残されてゐるように思へる。大野氏は、定家が「を」と「お」についてはアクセントの高低によつて遣い分け、その他の「い・ゐ・え・ゑ」についてはアクセントによらない別の基準で遣い分けてゐるのは、「下官集」の記述からすると定家の独断にでるものではなく、何か典據があつてそれに従つたものらしいとして、具体的には、三卷本「色葉字類抄」(もしくはその系統に属するいずれかの辞書)をそのよりどころとしてあげておられる。しかしこの場合、「を」と「お」をアクセントによつて遣い分けるというよな方式が「色葉字類抄」に據つたものだとしても、それでは定家は、なぜ「色葉字類抄」を特に選んでこの方式によるべきだと判断したのかという問い直しがやはり必要であらうと思ふ。仮名の遣い方はかくあるべしという遣い方の基準を独案によるのではなく、他のものに求めて決定したとしても、この際それによるべきだと判断した。その価値判断をささえた仮名についての考え方がやはり問われなければならないであらう。

こまつひでお氏は、定家が三卷本「色葉字類抄」によりどころを求めたということには批判的で、こまつ氏自身は、定家は仮名の遣い方は古人の用法に準拠すべきだと考えていて、「い

・み・え・ゑ」等は古人の手になる「旧草子」により、「お」と「を」については、いろはうたのよみ方から、古人はアクセントによって「お」と「を」を遣い分けていたと思ひ込み、それでアクセントによって遣い分けたのであらうとされている。

このように定家の仮名遣については、定家がどのような基準で仮名を遣い分け、いかにそれを実践しているかということについては比較的よく明らかにされているのであるが、どうしてそのような基準を設定したかという定家の仮名の遣い方についての根本的な考え方の面に関しては、なお明確にときあかさされてはいないのである。それはいうならば、定家の仮名遣をやや特異な言語生活史の一事象としてとらえて、その側面をある程度明らかにし得たということであつて、仮名遣が言語事実についての深い省察によつて産みだされたものとして一面国語学史的意味をももっているものとすると、定家の仮名遣は、なおその国語学史的意味あいにおいては正しい把握はなされ得ていないということにならう。

即ち、仮名遣というのは、それをそのような事実としてみるかぎり、なおその本質にはいまだ十分せまり得ていないといふべきであつて、仮名遣をその本質の意味でたゞしく評価しようとするならば、そのような仮名遣説をうみだし、その仮名遣説を根底から支えているところの、その説者の仮名の遣い方についての考え方そのものを問わなければならないであらうと思つた。そのような仮名の遣い方についての考え方、理念をいまその説者の「仮名遣観」とよべば、かくあるべしという規範としての「仮名遣」の問題は、結局のところこの「仮名遣観」の問題で

あらうと思つた。規範的仮名遣説の始祖とされる定家が、どのような「仮名遣観」にもとづいて、あるべき仮名の遣い方を決定したかということについては稿をあらためて述べてみたいと思つた。

注

- (1) (イ)「定家かなづかいと契沖かなづかい」、『続日本文法講座2表記篇』
(ロ)「平安かなづかい」について、『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』
- (2) (1)の(イ)
- (3) (1)の(イ)
- (4) (1)の(ロ)においてまとめられたところをそのまま引用。
- (5) (1)の(ロ)
- (6) (1)の(ロ)
- (7) 「三本巻『色葉字類抄』における「ヲ」「オ」の分布とその分析」、『日本声調史論考』
- (8) 「仮名遣の起源について」、『国語と国文学』昭和25年12月
『藤原定家の仮名遣について』、『国語学』72
- (9) (7)及び「仮名文の表記原理―試験的序説―」、『東京教育大学国文学漢文学論叢19輯97号』